

同等品で見積もった場合の確認方法が変更になりました
(オープンカウンター方式)

オープンカウンター方式による見積合せでの、同等品発注案件（仕様書等に同等品を可とする旨の記載があるもの）において同等品で見積もった場合の確認方法が以下のとおりになりました。

	変更後 (オープンカウンター方式のみ)	変更前
申請時期	見積提出期限まで (見積書の提出と併せて「同等品申請書」を提出)	仕様書に記載の期限まで (例：見積提出期限の3開庁日前)
申請方法	「同等品申請書」に仕様がわかるカタログ等を添えて申請	仕様書に記載の方法にて申請
申請先	見積提出先と同じ (調達課または教育総務課)	業務を主管する課 (仕様書に記載)
結果の通知	行いません (見積合せの結果最低価格者となった場合のみ、同等品が仕様を満たすものか確認の上、業者を決定します。その際、同等品と認められなかった場合は、見積を無効とします。)	申請先から通知します。 (同等品として承認された場合のみ、見積合せに参加できます。)

○その他注意事項

- ・競争入札および指名による見積合せにおける、同等品で見積もった場合の確認方法については、これまでと変更ありません。(各案件ごとの仕様書等に定める方法によります。)
- ・仕様に関する質問がある場合は、「質問書」に記入の上、質問期限までに提出してください。
- ・質問内容が同等品の申請そのものである場合、回答しかねる場合があります。